**精神障害者保健福祉手帳の更新申請をされる皆さまへ**

**（診断書による更新申請時の臨時的取扱い）**

申請者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、更新申請時に臨時的に診断書の提出が猶予される場合があります。

１　対象者

令和２年３月１日から令和３年２月２８日までの間に手帳の有効期限を迎える方のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避ける方。

２　申請方法

　臨時的に２回に分け、更新申請を行うことになります。

（１）更新申請時に必要となる書類

　①申請書、②写真、③マイナンバー関係書類等、

（２）現に所持している手帳の有効期限の１年以内に提出が必要となる書類

①申請書、②診断書、③写真、④マイナンバー関係書類等、

（※マイナンバー関係書類等については、お住いの市町村のホームページ等で御確認下さい）。

３　留意点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 更新前の手帳の有効期限の表記 | 診断書の提出期限 |
| 1 | 平成32年3月31日（令和2年3月31日） | 令和3年3月31日 |
| 2 | 平成32年4月30日（令和2年4月30日） | 令和3年4月30日 |
| 3 | 平成32年5月31日（令和2年5月31日） | 令和3年5月31日 |
| 4 | 平成32年6月30日（令和2年6月30日） | 令和3年6月30日 |
| 5 | 平成32年7月31日（令和2年7月31日） | 令和3年7月31日 |
| 6 | 平成32年8月31日（令和2年8月31日） | 令和3年8月31日 |
| 7 | 平成32年9月30日（令和2年9月30日） | 令和3年9月30日 |
| 8 | 平成32年10月31日（令和2年10月31日） | 令和3年10月31日 |
| 9 | 平成32年11月30日（令和2年11月30日） | 令和3年11月30日 |
| 10 | 平成32年12月31日（令和2年12月31日） | 令和3年12月31日 |
| 11 | 平成33年1月31日（令和3年1月31日） | 令和4年1月31日 |
| 12 | 平成33年2月28日（令和3年2月28日） | 令和4年2月28日 |

臨時的取扱いを行った場合、診断書の提出期限は下記のとおりです。

御不明な点等は下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

　我孫子市　障害福祉支援課　障害者相談担当

電話　　０４－７１８５－１１１１

千葉県精神保健福祉センター 審査課手帳担当

千葉県マスコットキャラクター

「チーバくん」

 電話　０４３－２６３－３９２４

（R020511）